

(起工第 総営 4 号)

設 計 書		久留米市開発公社 総務営業課
-------	--	----------------

工事費	¥				
工 事 名 : 公社会館外壁改修工事 工 事 場 所 : 久留米市中央町 工 期 : 110日間 ※余裕期間10日間を含む。 工 事 概 要 : 【建物概要】 建物名称: 公社会館 建築年次: 1995年 構造規模: RC造 3階建 延床面積: 1,402㎡ 【工事概要】 ○外壁改修(軒裏、屋外階段、屋外階段踊場裏含む。) ・コンクリート下地及びモルタル仕上部 劣化部補修+塗装仕上 ・タイル部 欠損(割れ)部張替、浮き部補修+剥落防止剤塗布 ※外壁に石綿含有が確認されている ○防水改修 ・塗膜防水(バルコニー、屋外階段) ・シーリング打替 (目地、建具廻り、幕板化粧目地、ベントキャップ廻り) ○その他 ・玄関底塗装 ・樋撤去・更新 ・屋外階段段鼻アルミノンスリップ取付 ・車寄せ部タイル補修 ・視覚障害者用シート及びタイル新設 ○電気設備工事 ・上記改修に伴う配管配線等の撤去・再取付 ・照明器具の更新 ○機械設備工事 ・ベントキャップの撤去・更新					

工 事 監 理 者 一級建築士事務所

共 通 仕 様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て以下による。

【新営工事】公共建築工事標準仕様書（令和7年版）

【改修工事】公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）

【解体工事】建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

- 一 般 事 項
- 1 別紙図面により施工し、不明な点は公社監督職員の指示による。
 - 2 工事作業においては、発注者と関連業者と十分協議の上行うこと。
 - 3 工程計画は公社と関連業者と十分協議の上作成すること。
 - 4 施工中、周囲の施設等に損傷を与えた場合、受注者の責任及び費用負担にて速やかに原形に復旧すること。
 - 5 工事現場内は整理整頓をし、安全管理を徹底すること。また、塗料等の溶剤は現場内に保管しないこと。
 - 6 振動、騒音・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等、周辺環境への影響を考慮し、十分な環境対策を行うこと。
 - 7 受注者は、本工事に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、速やかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。
 - 8 受注者は下請工事がある場合、工事着手までに金額に応じて施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更するものとし、遅滞なく監督職員へ提出するものとする。なお、施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。また、受注者は施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、施工体制台帳には当該下請契約書又は注文書等の写しを添付するものとする。
 - （1）契約金額250万円未満の工事
 ・ ・ ・ 施工体制台帳及び施工体系図
 - （2）契約金額250万円以上の工事
 ・ ・ ・ 工事外注計画書、施工体制台帳及び施工体系図
 - （3）契約金額250万円以上の工事で下請工事がない場合
 ・ ・ ・ 工事外注計画書（下請け工事なしで提出）
 - 9 受注者は、下請負人決定後10日以内に、下請契約報告書を監督職員に提出するものとする。
 - 10 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、また契約変更によって追加購入した掛金収納書の写しを工事完成時に発注者に提出すること。
 - 11 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 12 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
 - 13 施工内容で資格が必要な作業については、有資格者により施工を行うことを厳守することとし、事前に資格証明書の写しを提出すること。

- 特 記 事 項**
- 1 工事用電力・用水は、無償支給とする。
ただし、使用方法については、監督職員の指示に従うこと。
 - 2 騒音が発生する場合は、事前に連絡し、十分注意して作業すること。
 - 3 官公署、その他への諸手続及び費用は全て受注者負担とする。
 - 4 以下の工事保険に加入すること。契約期間は工期末＋2週間までとする。
【工事保険の種類】
請負業者賠償責任保険（第三者も含む。）、火災保険等
 - 5 法定外の労災保険の付保
受注者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。
 - 6 工事請負金額が500万円以上の場合、契約後10日以内（土日祝日を除く。）に工事実績情報の登録（CORINS）を行うこと。なお、登録については受注時、変更時、完成時に行うものとする。
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。
 - 7 建設リサイクル法に従い、発生材の分別、適正処理を行なうこと。
 - 8 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
 - 9 建設発生土の処分が発生する工事は、工事間流用するもの以外、全て改良土プラントに指定処分すること。また、設計の搬出先は次のとおりとする。
※搬出先の名称：---、所在地：---
ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。
なお、選定に当たっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するように努めなければならない。
選定後に「建設発生土処分地計画書」、工事完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。ただし、特別な場合については監督員との協議により、この限りではない。
 - 10 設計時の調査結果：石綿含有建材あり（図面参照）
石綿含有建材に関して大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、その他諸法令を遵守すること。
 - 11 建築物を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事については「石綿事前調査報告書」を作成し、監督職員へ提出すること。また、石綿含有建材の調査結果を行政庁に報告する必要がある工事については、報告したことが判る書類を添付すること。
- 注 意 事 項**
- 本工事は、設計変更手続の透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、設計変更及び工事中止等の協議を行うため、受注者は「設計変更協議会」の開催を求めることができる。ただし、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前（工期が60日以下の工事については20日前）までに行なうものとする。
- 着 工 届**
- 1 着工届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着工する場合は、その前日までに提出すること。
 - 2 工程表は、着工届と合わせて提出すること。
 - 3 工程表には、余裕期間を表示すること。
- 余 裕 期 間**
- 1 本工事の工期は、契約締結日の翌日から110日間であるが、工事着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - 2 余裕期間内は、原則として着工（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しないものとするが、監督職員との協議により着工することもできる。
 - 3 技術者の専任配置を要する工事については、着工日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
 - 4 現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
 - 5 コリンス登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日）までに行うこと。
 - 6 工事金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

専任を要する
主任技術者の
兼務

請負代金が4,500万円（建築一式工事である場合は、9,000万円）以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。ただし、兼務する工事の一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

現場代理人の
兼務

- 以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。
- 1 兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
 - 2 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - 3 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - 4 監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

監理技術者の
兼務

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
ただし、当初予定価格が3億円以上の工事、又は、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （9）本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
- 2 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
- 3 届出した技術者は真にやむを得ない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く。）
- 4 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、又は監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」若しくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認を得ること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

暴力団排除に関する事項

受注者は当該工事の施工に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む。）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置及び下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

暴力団等排除連携会議に関する事項

予定価格1. 5億円以上の工事及びその附帯工事並びに公社が必要と認めた工事（工場製作が主たる工程となる工事を除く。）の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、暴力団等排除連携会議（以下「連携会議」という。）に加入しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。
- 3 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取組について、協力しなければならない。

予定価格による設置基準	会議形態
5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会
1.5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会

総 会：元請及び下請事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・公社が一同に会する会議

研修会：元請及び下請事業所の現場責任者が一同に会する工程会議等に、警察と公社が出向いて研修を行う会議

- 週 休 2 日 試 行 工 事 に つ い て
- 1 本工事は週休2日試行工事の対象とする。
本制度は受注者の希望により月単位の週休2日に取り組むことが出来る。
 - 2 履行の意思がある場合は、監督員に書面で通知し協議を行わなければならない。
月単位の週休2日に取り組まない場合でも通期の週休2日は必須とする。
 - 3 実施に関しては久留米市週休2日試行工事（建築・設備）実施要項に基づき行うものとする。
 - 4 労務費の補正については、当初設計より通期の4週8休の補正率で計上している。
変更については次のとおりとする。
 - ①月単位の4週8休の協議が整い、これを達成した場合は月単位の補正率にて増額変更する。
 - ②月単位の4週8休の協議が整ったうえで、月単位は達成できなかったものの通期の4週8休は達成した場合は変更しない。
 - ③月単位の4週8休の協議が整わなかったが、通期の4週8休を達成した場合は変更しない。
 - ④月単位の取り組みの有無にかかわらず、通期の4週8休に満たない場合は補正率を除し減額変更する。

猛 暑 に よ る 作 業 不 能 日 数 に つ い て

本工事は、猛暑による作業不能日数を1日間見込んでいる。
なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_久留米地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

工 程 管 理

執務並行の工事となる事に十分配慮すること。

